

改正後	改正前
<p>第十六条 前条第一項の通知を受けた者（<u>同条第四項後段</u>の規定により当該通知が到達したもののみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第十七条～第二十一条 （略） （統行期日の指定）</p> <p>第二十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「</u>_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十三条～第二十八条 （略） （聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第二十九条 第十五条第三項及び第四項並びに<u>第十六条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、<u>同条第四項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第二十八条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第四項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第四項後段」と読み替え</u></p>	<p>第十六条 前条第一項の通知を受けた者（<u>同条第三項後段</u>の規定により当該通知が到達したもののみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第十七条～第二十一条 （略） （統行期日の指定）</p> <p>第二十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第十五条第三項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第三項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた_____日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第二十三条～第二十八条 （略） （聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第二十九条 第十五条第三項及び_____第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、「<u>同項第三号及び第四号</u>」とあるのは「<u>同条第三号_____</u>」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「<u>同条第三項後段</u>」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第三項後段」と読み替え</p>

改正後	改正前
るものとする。 第三十条～第三十七条（略）	るものとする。 第三十条～第三十七条（略）